

市民税・都民税・森林環境税特別徴収の取扱いについて

1. 給与所得にかかる特別徴収税額の取扱いについて

(1) 納税義務者への税額通知書交付

同封いたしました「給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）」は開かずに、各名宛人に交付してください。納税義務者の退職・転勤等で交付できない場合は、異動届出書提出の際に併せてご返送ください。

(2) 月割額の徴収

同封いたしました「令和7年度給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている各納税義務者の月割額を各月に支払われる給与から徴収してください。なお、特別徴収税額（年税額）が均等割及び森林環境税相当額（5,000 円）以下の納税義務者についてはその全額を6月（第1回）支払いの給与から徴収してください。

(3) 月割額の納入

各納税義務者から徴収した月割額は徴収した月ごとに合計し、「納入書」により別掲の取扱金融機関等に翌月10日（銀行等の休日に該当するときは、その翌日とする）までに納入してください。納期限までに納入されない場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額（1,000 円未満の端数があるときはその端数を切捨て。全額が2,000 円未満であるときはその全額を切捨て）に年14.6%（納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、年7.3%）の延滞金（計算した金額に100 円未満の端数があるときはその端数を切捨て。全額が1,000 円未満であるときはその全額を切捨て）を加算して徴収します。ただし、この延滞金は、

当分の間、地方税法附則第3条の2の規定により延滞金特例基準割合を適用して計算する場合があります。

(4) 納期の特例

前記のとおり、特別徴収税額は、原則として年税額を12分した税額（月割額）を6月分から毎月1回、年12回にわたり納入することになっていますが、給与の支払いを受ける者が常時10人未満かつ地方税の滞納がない事業所等は、市長の承認を受けることによって毎月徴収した月割額を11月分と翌年5月分の2回で納入することができます。承認申請書をご希望の場合は課税課市民税係までご連絡ください。立川市ホームページからダウンロードすることもできます。なお、新たに納入書の発行は致しませんので、当初の納入書の金額を訂正して納入してください。

(5) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を変更する必要がある場合や新規に課税する場合は「令和7年度給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」をお送りしますので（1）と同様に各納税義務者に交付してください。以後は変更後の月割額によって徴収及び納入をしてください。なお、新たに納入書の発行は致しませんので、当初の納入書の金額を訂正して納入してください。訂正方法は表紙記載の※2をご参照ください。

(6) 退職・転勤等の異動があった場合

① 退職・休職等

納税義務者が退職・休職等の事由により給与の支払いを受けなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を翌月10日までに提出してください。